

令和7年度阿波おどり×相撲コラボグッズ開発・制作業務 仕様書

1 目的

徳島県では、「阿波おどり」を活用した海外プロモーションによる観光誘客として、令和8年6月にフランスで開催される「JAPAN VILLAGE in 大相撲パリ公演 2026」に「阿波おどり」を派遣するとともに、徳島県ブースを出展し、徳島の観光や文化が持つ魅力を世界に発信することを計画している。

この機会に併せて、徳島が世界に誇る「阿波おどり」と、日本の国技といわれる「相撲」がコラボしたオリジナルグッズ（以下、「コラボグッズ」という。）の開発に取り組み、徳島県の認知度やブランド力の向上を図る。

2 業務内容

(1) コラボグッズの開発

ア 阿波おどりと相撲を融合させ、それぞれの魅力が効果的に伝わるキービジュアルを作成すること。なお、キービジュアルは、コラボグッズの本体や販売促進ツールに活用することを想定したものとすること。

イ コラボグッズを3アイテム以上開発すること。

ウ コラボグッズの開発に当たって、公益財団法人日本相撲協会が保有する権利等（商標権、肖像権等）にかかる調整が必要となる場合には、グッズ制作開始前までに同協会と協議を行い、権利利用にかかる承諾を得ること。

※ 企画提案時において、日本相撲協会へのロイヤリティは「希望小売価格×製造数量×10%」、素材（錦絵、相撲字、キャラクター等）の使用料は「素材1点につき10,000円（税別）」で積算すること。

(2) コラボグッズの制作

ア 2(1)で開発したコラボグッズを制作すること。

イ コラボグッズは、その価値の過半が徳島県内で生じていることを要件とし、徳島県内で価値の過半が生じたことを価格に基づき証明すること。

3 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月31日まで

4 成果物

(1) キービジュアルの電子データ

(2) コラボグッズのデザインデータ

(3) コラボグッズ（受託者による検品を済ませたもの。）

（1）及び（2）のファイル形式は原則として以下のとおりとする。

ア 編集可能なマスターデータ：AI 形式

- イ 確認用データ：PDF 形式
- ウ 画像データ：高解像度の PNG または JPG 形式

5 納品期限

納品期限は令和8年3月27日までとし、委託者が指定する納品場所に納品すること。

6 特記事項

- (1) 業務の実施に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者がその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定すること。
- (2) 成果物に係る著作権の処理を済ませたものの所有権は、全て委託者に帰属するものとする。また、成果物に係る著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、全て委託者に帰属する。さらに、著作者人格権については、これを行使しないこと。
- (3) 成果物の著作権その他全ての権利等について、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。また、著作権及び肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、対応すること。
- (4) 委託者が行う成果物の二次使用・再編集等について、委託者の判断で行うことができるものとする。